

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人享誠塾(以下「法人」という)定款第8条および第21条の規程に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」とする)に関する報酬等及び費用弁償(以下報酬等)について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等(非常勤の役員に限り、職員を兼ねる役員は除く)には、以下のとおり報酬等を支給する

2 報酬等は、理事会及び評議員会に出席、監査業務に従事、研修会等に出張した時に支払うものとする。ただし、交通の実費が実費弁償費の額を超える場合は、実費とする。

(費用の弁償)

第3条 役員等が職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は以下のとおり費用を支給する。

(支給額)

第4条 報酬等及び費用弁償の額は別表のとおりとする。この規程に定めのある場合のほか、給与等支給規程を適用する。

(支給総額)

第5条 理事全員の報酬で年度内における総額は400,000円とする。監事全員の報酬で年度内における総額は250,000円とする。

(平成31年3月改訂)

	報酬(日額)	費用弁償(日額)
理事会、評議員会、監事監査等への出席	5,157円	1,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,157円	1,500円